

令和5年度第2回自立支援協議会就労支援部会 議事要旨

1. 開催日時 令和5年10月30日(月)午後2時～午後4時
2. 開催場所 市役所4階 会議室S2・3(オンラインと併用)
3. 出席者 (委員)*団体名のみ記載
(労協)ワーカーズコープ・センター事業団、(株)徳正、浦安手をつなぐ親の会
浦安市視覚障害者の会トパーズクラブ、公募選出委員、(福)敬心福祉会、(福)パーソナル・アシスタンスとも、(福)千楽、(特非)タオ、(株)コルポート、(株)舞浜コーポレーション、(株)リクルートスタッフィングクラブツ、浦安商工会議所、千葉県立市川特別支援学校、千葉県立特別支援学校市川大野高等学園、市川公共職業安定所(事務局)障がい事業課、障がい福祉課

4. 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 第2回自立支援協議会及び、第1回就労支援部会の振り返りについて
 - (2) 浦安はたらく場福祉マップについて
 - (3) 就労の現状について(グループワーク)
 - (4) 重度障がい者の就労について(グループワーク)
 - (5) その他
3. 閉会

5. 配布資料

- 議題1資料 第2回自立支援協議会報告
- 議題2～4共通資料 就労支援部会の議題について
- 議題2資料 浦安はたらく場福祉マップ
- 議題3資料 令和5年度施設説明会 浦安市資料
- 議題3資料 見える化表(ワークシート)
- 議題4参考資料 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業
- 議題4資料 見える化表(ワークシート)

6. 議事概要

- (1) 第2回自立支援協議会及び、第1回就労支援部会の振り返りについて

■説明(リーダー)

第2回自立支援協議会の報告及び、第1回就労支援部会の内容について振り返りを行った。

■主な意見

特になし。

(2) 浦安はたらく場福祉マップについて

■説明（事務局）

令和2年3月に作成した、浦安はたらく場福祉マップの概要について説明した。

■主な意見（リーダー：リ、委員：委、事務局：事）

委：はたらく場福祉マップの存在をしらなかった。また、従業員の内、障がいのある方のサポートをしている者もほとんど誰も知らなかった。

弊社では、支援員の内、一般の大学を卒業し、就職後に福祉に携わる人が多いため、その方々に対するテキストとして、非常にいいものである。

また、この資料は、障がいのある方のためだけではなく、福祉経験が浅い支援者にとっても非常に参考になる資料である。

委：相談支援の現場でも活用している、事業所を紹介する際、一覧ではなく、写真等が載っているため、非常にわかりやすい。

社会から離れ、空白期間が長い方をゆっくり支援する際の、最初の1歩を踏み出す時に資料として、わかりやすく、保護者の方々からも高評価である。

委：他市に同じような資料があるといいと感じた。

各福祉サービスのフローチャートがわかりやすく、福祉サービスがわかっていない方への説明資料として非常にいい。

委：当事者としては、障がい者福祉ガイドブックが一番身近であり、障がい者福祉ガイドブックも毎年更新しているため、障がい者福祉ガイドブックの中に浦安はたらく場福祉マップを入れてほしい。

委：就労する際、通勤を気にされる方もいるため、市内の分布図があると助かる。

委：冊子にして配布してほしい。（意見多数）

(3) 就労の現状について（グループワーク）

■説明（リーダー）

協議内容を説明し、グループワーク後、各グループより協議結果を発表した。

■主な意見

〈達成していること〉

- ・就労継続支援B型事業所が増え、就労に関する事業所の選択肢が増えた。

〈達成していないこと〉

- ・障がいのある方も働いているが、周知が不十分なため、働いていることを知られていない。
- ・在宅勤務で可能な業務内容が不足しているが、業務の細分化を行うことで増えるのではないかと。
- ・人手不足で悩んでいる個人事業主と、就労意欲のある障がいのある方をマッチングできる体制の整備が不十分である。
- ・生活面の問題で勤務が安定しない方への会社側の支援体制の整備が不十分である。

- ・一般就労されている方に対する福祉サービスの情報を伝えることができるネットワークの構築がされていない。
- ・就労継続支援 B 型事業所の数は増加したが、業務内容が酷似しているため、業務の充実化が図れていない。
- ・福祉サービス事業所の通所が目標ではなく、そこからステップアップすることが大事であり、ステップアップするためにも個人ごとに課題が異なるため、それぞれに合った支援が必要であるが、浦安市には、まだ支援の種類が不足している。

(4) 重度障がい者の就労について（グループワーク）

■説明（リーダー）

協議内容を説明し、グループワーク後、各グループより協議結果を発表した。

■主な委員意見

〈足りていること、工夫していること〉

- ・ハローワーク市川では、聴覚に障害のある方のために、週に一日（午前中）、手話通訳者が窓口相談の補助をしている。
- ・重度障がいのある方の支援を行っている事業所に対する市からの助成金の支給。
- ・就労継続支援 A 型事業所の就労時間等を緩和することで、就労に対するハードルを下げている。

〈不足していること、工夫が必要なこと〉

- ・国、県の制度のはざまにいる、障がいのある方に対する補助金等の整備が必要である。
- ・浦安市重度障がい者等就労支援特別事業を利用できる方がどういう方なのか企業が知らないため、その人に対してどういう仕事の提供をすれば良いかもわからないことから、企業に障がいについて知ってもらうことが大事である。
- ・介助者が少ないため、障がいのある人に十分な支援がいきわたっていない。
- ・配慮しなければならない内容は、障がいによってそれぞれ異なるため、介助者と企業との協力体制を構築が必要であるが、構築されていない。
- ・高次脳機能障がい等の気づきにくい障がいのある方への支援体制の構築が不足している。
- ・就労移行支援事業所では、アセスメントの結果と保護者の意向が合わない場合がある。アセスメントの前に保護者が就労先を決めている場合があり、もっと上を目指せる時も保護者の意向で一般就労を目指さない場合がある。
- ・就労を目指している人が増えているが、パソコン等のスキルや、仕事環境を整備しないと難しいものが多いのでスキルがなくても就ける仕事があると
- ・新しく一般就労と福祉的就労の併用が始まるため、短時間から一般就労に慣れていき、徐々に福祉的就労から一般就労にスライドできると良いが、短時間就労から始める場合、短時

間就労に慣れてしまい、働く意欲に上限を感じてしまう可能性があることから、ステップアップを促すような方法に工夫が必要である。

- ・保護者の高齢化に伴い、保護者に何かあった時、支援機関等に繋がっていない場合、障がいのある方が一人きりになってしまい、孤立してしまうため、繋がれるような体制整備が必要である。

(5) その他

■説明（事務局）

11月30日開催の合同部会講演会の案内

■主な意見

特になし。